

■令和4年度第5回（第321回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和4年11月10日（木） 午後9時00分～午後9時30分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監

【議 題】 「さいたま市国土強靱化地域計画」の改定について

< 提案説明 >

「さいたま市国土強靱化地域計画」の改定について、総務局から次のような説明があった。

- 本議題は、「さいたま市国土強靱化地域計画」の改定について、審議をいただくものである。
- 国土強靱化推進の経緯として、我が国では、過去、様々な大規模自然災害を経験してきたことから、国において、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・社会経済を構築することを目指し、国土強靱化基本法が平成25年12月に施行された。
- 国土強靱化推進の枠組としては、国・都道府県・市町村それぞれにおいて、国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画・地域計画の策定を行っており、地域計画は、基本計画との調和を保ちつつ策定を行うことが求められている。
- 日本全国の地方自治体における国土強靱化地域計画の策定数は年々増加しており、令和4年10月1日現在では、策定率97.6%と日本全国のほぼ全ての市区町村で策定されている。
- 国土強靱化地域計画に基づき実施する取組に対する関係府省庁からの支援として、関係府省庁の補助金・交付金については、事業実施箇所等が具体的に計画に明記された事業に対して重点化を行う動きが加速している。このため、地方自治体において、関係府省庁の補助金・交付金等の支援を適切に受けるために、国土強靱化地域計画の中で事業実施箇所等を整理する必要がある。
- さいたま市国土強靱化地域計画の現行計画について、地域強靱化の基本理念として「みんなでつくろう、誰もが安心して暮らせる災害に強く、しなやかで安全なまち」を掲げ、「自助」、「共助」、「公助」、「自助・共助・公助の連携」という4つの視点から、本市における強靱化の取組を推進することとしている。
- 基本理念を実現するための目標として、4つの地域強靱化の基本目標と、事前に備えるべき目標として9つの行動目標を設定している。そして、この行動目標に対して、国、県を参考に、35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した上で、事態の発生回避・被害軽減に向けた取組の現状と、今後の更なる対策の必要

性についての脆弱性評価を行い、本市の国土強靱化に係る取組等について推進を図っている。

- さいたま市国土強靱化地域計画の新計画（案）について、章立てとしては、県の強靱化計画との整合や、具体事業の内容を附属資料にて管理を行うなど、見直しを図った結果、現行の全8章から全6章の構成に変更することとした。
- 見直しのポイント①として、現行計画ではさいたま市における防災関係の計画との関係性についてのみ整理していたが、新計画（案）においては、国が示す手引きを参考に、国や埼玉県の上位計画との調和やさいたま市総合振興計画との整合についても記載するとともに、さいたま市における他の計画との関係性について「国土強靱化に係る計画等の指針」として整理する。
- 見直しのポイント②として、基本目標について、埼玉県の強靱化計画に掲げる基本目標との整合を踏まえ、「5の首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること」という項目を追加する。
- 見直しのポイント③として、埼玉県の強靱化計画との整合や、本市の特性及び近年の災害の課題を踏まえ、21のリスクシナリオを重点的に推進するものとして整理する。
- 見直しのポイント④として、現行計画では、本計画とは別に施策・事業の具体的に示した「さいたま市国土強靱化地域計画アクションプラン」を同時に定め、令和4年度までの5年間運用を行っていたが、新計画（案）では、さいたま市国土強靱化地域計画と一体的に策定を行う「附属資料」として、具体事業の内容等を整理し、毎年度更新するという運用に変更する。
- 現行の「アクションプラン」による事業管理から「附属資料」による管理へと進捗管理の方法を変える理由としては、国において「国土強靱化年次計画」を、県において「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」を毎年度策定し、国土強靱化に係る取組の改善を図っている中で、本市においても、事業の実施及び進捗状況の見直しや新規事業の追加等に対して、適宜、対応が行えるよう、毎年度、事業整理を行うことが可能な形式へと見直しを図るものである。
- 見直しのポイント⑤として、現行計画では、計画期間を平成30年度から令和4年度までの5年間に設定をしていたが、埼玉県地域強靱化計画において、今後の社会経済情勢等の変化や国土強靱化施策の進捗状況等を考慮して計画内容の見直しを行えるよう、計画期間を設定していないことから、本市においても、新計画（案）では、埼玉県と同様の視点や、さいたま市総合振興計画の改定等を踏まえて見直しを行う観点から、計画期間を明確に位置付けず、適宜見直しを図る運用に変更する。

< 意見等 >

- ・ 附属資料について、社会情勢等の変化をタイムリーに反映できるよう単年度ごとの見直しとするとのことだが、国土強靱化、特にハード整備等に関する事業は中長期的な視点での進捗管理も必要ではないか。
- 総合振興計画実施計画と併せて進捗管理を行うとともに、附属資料の毎年度の見直しに際して、ハード整備事業等については継続して掲載していくこととしている。なお、附属資料を含む計画内に事業内容等を明記することが、国の補助金・交付金の交付要

件になってくると見込まれることもあり、毎年度更新する形式としている。

- ・ 「附属資料」という名称は、市民にとっては少しわかりにくいものだと感じるが、国の統一的な表現なのか。本計画と一体であることと、市民にとってわかりやすいことのどちらも伝わるような名称に変更した方が良いのではないか。
- 他の団体の表現を参考にしているが、上位計画により規定されているものではない。いただいたご意見を踏まえ、名称変更を検討する。
- ・ 附属資料には、前年度事業の評価を含め掲載する予定か。
- 事業の評価は、総合振興計画実施計画の指標を活用し別で行うことを想定しており、評価を行ったうえで附属資料を更新していく予定である。
- ・ 附属資料について、実務上どのように活用するのか。
- 国の補助金・交付金の確保などが大きな目的の一つとなる。
- ・ 国土強靱化に係る国の予算については、当初予算ではなく補正予算として措置されることが多いと認識している。国で補正予算として措置された場合の対応はどのように考えているか。
- 国の動きに合わせて、年度途中であっても附属資料を改定することを想定している。
- ・ 国においては、予算成立と同時に、予算配分についても決定することが見込まれ、令和5年度当初予算の場合は令和5年2月から3月に配分作業を完了してしまうため、その時点で配分作業に必要なリストを提示できるように作成スケジュールを考慮する必要があるのではないか。
- ご意見を踏まえ、対応を検討する。

< 結 果 >

「さいたま市国土強靱化地域計画」の改定については、原案のとおり了承とする。ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 「附属資料」については、本計画と一体であることだけでなく、市民に対してもわかりやすい名称となるように変更すること。
- ・ 国の予算成立に伴う補助金・交付金等の配分を見越し、国に対して、配分作業に必要なリストを、本市として適切な時期に提示できるよう、スケジュールの前倒しを含めて検討すること。

< 会 議 資 料 >

「さいたま市国土強靱化地域計画」の改定について